



Title	唐長安の左右街功德使と左右街功德巡院
Author(s)	室永, 芳三
Citation	崎大学教育学部社会科学論叢, 30, pp.1-9; 1981
Issue Date	1980-11-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/33607">http://hdl.handle.net/10069/33607</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-19T20:38:21Z

# 唐長安の左右街功德使と左右街功德巡院

室 永 芳 三

は し が き

一 左右街功德使創設の政治的背景

二 左右街功德所と左右街功德巡院

三 左右街功德巡院と左右街僧録司

あ と が き

は し が き

唐代の功德使制の発展に関しては、既に、塚本善隆博士「唐中期以来の長安の功德使」（東方学報・京都・4冊）に詳述され、その僧制との関係についても、山崎宏博士「唐代における僧尼所隸の問題」（支那仏教史学3—1）および「唐代の僧官について」（史潮9—2）等によって解明せられている。従って、もはや付加えるべきことも殆んどないのであるが、左右街功德使については、必ずしも明確なる性格づけがなされているとはいえないように思われるので、いささか卑見を述べてみることにした。

宗教史に素養のない筆者として、あるいは当然に参照すべき先学の論稿を見落す失態があることを恐れているが、更に続稿にとって不可欠の前提でもあるので、敢えて発表することとした。付記して御諒恕を乞う次第である。

## 一 左右街功德使創設の政治的背景

徳宗が長安に左右街功德使を創設したのは貞元四年である。新唐書卷四十八・百官志・崇玄署の条の註に、

貞元四年。中略。後復置左右街大功德使・東都功德使・修功德使。総僧尼之籍及功役。云云。

とあり、西京長安に左右街大功德使、東都洛陽には東都功德使、更に修功德使を復置して、僧尼の籍および功役を総轄することにしたとみえている。これら功德使の復置について、塚本博士は<sup>①</sup>、徳宗即位の直後、即ち大暦十四年五月、朝廷の財政涸渇、緊縮政策の実施、崇仏派の宰相等の失脚、連年の飢饉・内乱等から、代宗朝以来の諸功德使は廃止された。しかし、その後十年を出でずして、少しく圧力がゆるみ、財政も少しく余裕がみえると、再び崇仏修功德が盛んとなり、新しく両街・東都に三功德使が置かれ、僧尼籍を取扱う新制度となって現われたとされている。

功德使は安史の乱後、不空の国家仏教・祈祷仏教を中心とする代宗朝廷の崇仏修功德の波に乗って生れ、造寺・造経・翻経等のいわゆる修功德事業を管掌したものである。徳宗

朝の左右街の名称をもつ功德使の設置について、山崎博士は⑥、その職掌は都下両街の範圍を遠く出るものではなく、天下の僧尼を隸属したというも、天下僧尼の度牒簿籍は祠部にも総括されておるから、事実では長安管内における僧尼を管属し、修功德事業を主要管理事項としたらしいと指摘されているのである。

以上によると、左右街功德使の創設は、代宗仏教の隆盛を引きついで徳宗朝の崇仏修功德という宗教的要請によるものであり、その職掌は、長安管内の僧尼を隸属し、朝廷の修功德事業を管理するのが主要なものであったということになる。確かに、このような理解が成立し得ることについて、何ら疑いがないのであるが、そのみで十分に説明しきれないものがあるのを感じない訳にはいかない。左右街功德使が修功德事業を掌るのは当然のこととしても、直接に僧尼所隸を管轄し、各々左街と右街とを管轄地分とする行政職となって登場していることは、当然重要な意義を持つものといえよう。換言すれば、功德使が左右街功德使の創設とともに、権力の一機関に脱皮するのであり、それをなさしめた政治的考慮の内容が何であったかが追求されねばならないと思うのである。

いうまでもなく、代宗の治世は朝廷の甚しい崇仏興仏をもって知られているが、その晩年は財政の窮乏に苦しんでいた。代宗をついだ徳宗は、政治の刷新に意欲的であり、兩税法を施行して財政の再建に努め、宦官を退け朝士に禁軍を委ねる等、朝威の再興に積極的に取組んだのである。ことに莫大な経費の支出を要する修功德仏教に対しては、明らかに反修功德の方針をとり⑦、仏教抑圧に意のあることを示しているのであり、代宗朝以来の諸功德使が廃止されたのもこの頃のことであった。しかし、徳宗の気負った藩鎮抑圧政策が失敗し、建中四年十月に涇師の乱が起るや、頼みとなすべき禁軍も劣悪で役に立たず、やむなく奉天に蒙塵するのであった。長安が回復されるのは、翌興元元年である。深傷の癒えぬ徳宗にとっては、宰相すら信ずることが出来ず、他日の再挙を期するために、側近の宦官に権力を集中していった。なかでも中央権力の最大のかなめである禁軍の強化については、資治通鑑卷二百三十一・唐紀・徳宗・興元元年冬十月の条に、

上還長安。頗忌宿將握兵多者。稍稍罷之。戊辰。以（竇）文場監神策軍左廂兵馬使。王希遷監右廂兵馬使。始令宦官分典禁旅。

とある如く、宦官をもって神策軍を分統せしめることとし、竇文場を監神策左廂兵馬使とし、王希遷を監神策右廂兵馬使としている。神策左右廂が強化されて、左右神策軍という独立した二軍となるのは、貞元二年九月のことである⑧。こうして左右神策軍は北衙禁軍の中でも最も盛強となり、帝都の防衛を担うようになった。しかし、未だ朝廷の基礎は薄弱であったようで、試みに資治通鑑によっても、

貞元元年六月。時連年旱蝗。度支資糧匱竭。（卷二百三十一）

同七月。大旱。灑澆將竭。長安井皆無水。度支奏。中外經費。纔支七旬。（同卷）

貞元二年四月。関中倉廩竭。中略。時比歲饑饉。兵民率皆瘦黑。（卷二百三十二）

貞元三年十二月。自興元以來。是歲最為豐稔。（卷二百三十三）

等の記事があって、飢饉の連続による食糧不足と財政窮迫に苦慮している様子がみえ、貞元三年末に至って、ようやく好転したことを伝えているのである。従って、人心の動揺に乗ぜんとする事件も、しばしば長安で起っている。例えば、旧唐書卷十二・徳宗本紀・貞元三年冬十月の条には、

神策將魏循上言。射生將韓欽緒等十余人。与資敬寺妖僧李広弘同謀不軌。広弘自言当人主。約十月十日大挙。己署置將相名目。詔捕劾之。連坐死者百余人。

とある如く、貞元三年冬十月には、資敬寺の妖僧が殿前射生将等十余人を誘っての謀反事件が起っている。この謀反事件に連坐し死刑にされたもの百余人に及んだというが、首謀者李広弘は邠州から長安に流れてきた僧侶であった<sup>⑥</sup>。この事件は未然に発覚し、直ちに討滅されて大事には至らなかったが、当時の長安には、かかる妖僧が仏教信仰を利用し<sup>⑦</sup>、不平分子を謀反に誘うような世情であり、更に仏教興隆によって豪華な仏閣を誇る仏教界も、実はかかる妖僧が多く流れ込み、その内部の綱紀は乱れていたのである<sup>⑧</sup>。

左右街功德使が創設された貞元四年頃の長安は、このような状態であった。そして創設された左右街功德使は、貞元新定釈教目録卷十七・貞元四年四月十九日付に般若三蔵等の翻経を検校したものとして、「西街功德使兼勾当右神策軍使王希遷」の名がみえ、貞元統開元釈教録卷中・貞元五年七月一日付の表文には、

右街功德使王希遷

とあり、また、同書同卷貞元五年九月十六日付の表文には、

左街功德使竇文場

とあるから、左右神策軍の監軍使による兼任制をとって創設されていることが注目されねばならない。

このように左右街功德使の創設された貞元四年という年は、禁軍の再興も緒につき、連年の飢饉からもようやく脱し得たときであり、動揺の中にある長安も、いくらか安定を得つつあったであろう。しかし、国内が完全に安定し、国庫が充実する状態にまで至っているわけではない。そのような時期に、徳宗が崇仏修功德主義をとるのは、彼自身の仏教への傾斜という一面もあったかもしれない。だが、多分に政治的配慮によるものがあつたとみるべきではなからうか。つまり、民衆の間に深く浸透していた仏教勢力の存在をもちや軽視できないことを認識した徳宗は、以後、独自の宗教政策なしには、長安の安定した維持は覚束ないという危機感をもって左右街功德使を設置したと思われるのである。左右神策軍の監軍使による兼任制は、監軍使のもつ警察司法面の実質的な機能<sup>⑨</sup>を左右街功德使にも期待したためであろう。新唐書卷百六十五・鄭余慶伝に、

貞元初。中略。浮屠法湊。以罪為民訴闕下。詔御史中丞宇文邕・刑部侍郎張彧・大理卿鄭雲逵為三司。与功德判官諸葛述參鞫。云云。

とあって、左右街功德使の判官が僧法湊に関する三司使の鞫獄に関与したことを伝えている<sup>⑩</sup>。ここにみる左右街功德使判官の職掌は司法的機能であるが、職掌内容においては、本来的に警察的機能も併有していたとみてよいであろう。

以上によって、左右街功德使の創設は、単に崇仏修功德事業を助成検校するのを目的としたものでなく、警察司法権を有する強力な監察機関としての役割をも担ったのであり、従来の祠部では果せない寺院僧尼の統制にまで監視を及ぼそうとする意図を有したものである。

## 二 左右街功德所と左右街功德巡院

左右街功德使制は、これを兼任した左右神策監軍使が発展して左右神策軍中尉となったときに、新しい段階に入ったと考えられる。左右神策軍中尉は左右神策軍護軍中尉の略称であるが、資治通鑑卷二百三十五・唐紀・徳宗・貞元十二年六月の条に、

以監勾当左神策竇文場・監勾当右神策霍仙鳴。皆為護軍中尉。

とある如く、徳宗の貞元十二年六月に設けられた職制である。従って、左右街功德使制もこの改制と関連して、左右神策軍中尉の兼任となっている。冊府元龜卷六百六十五・内臣部・総序・同年の条の左右神策軍中尉の註に、

乃立此職。其後。兩中尉皆分領左右街功德使。後又有知神策軍兵馬使・左右神策軍護軍中尉副使。

とあって、兩中尉が左右街功德使を分領したことを伝えているが、整備された副使等の属僚もまた、これを兼ねるのが例となったようである。全唐文卷四百九十八・権徳輿・唐故右神策護軍中尉右街功德使開府儀同三司守右武衛大將軍知内侍省事上柱国楽安県開国公内侍少監致仕贈揚州大都督府孫公神道碑銘によると、

元和元年冬十月。内省少監致仕。孫公寢疾。薨於京師広化里私第。中略。公諱栄義。中略。貞元十七年。充右神策軍護軍中尉判官。纔浹辰。遷内常拜充副使。越翌日。兼右街功德副使。十九年。拜右驍衛將軍充右神策軍護軍中尉右街功德使。明年。有詔。知内侍省事。歳中。加特進右武衛大將軍封楽安県開国男。云云。

とあり、孫栄義が、貞元十七年、右神策軍護軍中尉の判官から副使となり、右街功德副使を兼ね、同十九年には、右神策軍護軍中尉・右街功德使となったことがみえている。こうした兼任制の慣例は、他の属僚にも及んでいたようで、貞元新定釈教目録卷十七・貞元十四年二月二十六日の条には、

右街功德使霍仙鳴・判官高品程仲良。

の名がみえ、また、旧唐書卷百五十八・鄭余慶伝には、

前略。功德使判官諸葛述。云云。

とあって、功德使判官の名がみえているのである。

左右街功德使の機構については、正史類等に記すところがないので、その詳細は不明であるが、仏教関係史料の丹念な分析によって、唐代の僧官制度を考察された山崎博士は、徳宗朝の翻經事業に関与した官司として、「勾当右街功德所・都勾当右街諸寺觀釈道二教事」なるものを紹介されている<sup>⑥</sup>。それは、貞元新定釈教目録卷一に、

迴向輪經一卷

十地經九卷

己上二經共十卷 並于闐之藏尸羅達摩於北庭訳

右勾当右街功德所・都勾当右街諸寺觀釈道二教事・千福寺上座僧靈邃進状

中略。

前件經宜令都勾当大德靈邃与西明寺僧円照。同取前件經。送光宅寺。令写入藏經者。

准勅牒都勾当大德靈邃者故牒

貞元十五年十月二十三日牒

使右監門衛將軍 第五守亮

とあるものである。これについて博士は、「この右街功德所とは恐らく右街功德使の政庁かと思われる。それは 多分右神策軍の衙院中にあったものらしく、云云。」<sup>⑥</sup>とされて、更に都勾当右街諸寺觀釈道二教事を僧官制度との関連のもとで分析し、「或は都勾当右街諸寺觀釈道二教事は徳宗貞元四年、兩街・東都功德使が僧籍を管掌することになって設けられたもので、それが元和二年二月、左右街功德使に僧道事務が全く移管されると、録右街僧事、即ち右街僧録として改定されたのではあるまいか」<sup>⑥</sup>と指摘されているのである。

ここで注目されるのは、右街功德使の政庁とされた勾当右街功德所なるものの存在であ

る。当時の右街功德使が、史料の末尾にみえる右監門衛將軍第五守亮であったことは、同書卷十九・同年月日付に、

右神策軍中尉兼右街功德使金紫光祿大夫右監門衛將軍賜紫金魚袋第五守亮とあるによって知られるが、その右街功德使の政庁が勾当右街功德所であったとすると、書式的にみても疑問が残るのである。また、同書卷十七には、貞元十二年より同十四年にわたった、般若三蔵等の大方広仏花嚴經の翻經事業の次第が詳述されているが、その中に、

翰林供奉光宅寺沙門智真真語。西明寺翻經沙門円照筆受。使司得状具以奏聞。とあり、右街功德使の政庁を使司としている用例が、他にも多く散見するのである。更に、入唐求法巡礼行記卷三・開成五年八月二十五日の条には、

齋後。従使院有使。喚僧等。随使入使衙。得功德使牒。云云。

とあり、使院あるいは使衙と呼んでいるのである。これに対して勾当右街功德所は、なお勾当であって、右街功德使の使庁とはみなし難いところがあるように考えられる。また、勾当右街功德所が都勾当右街諸寺觀釈道二教事と並記されていることから、むしろ制度的には、左右街功德使院の下に設けられた機関とみるべきように思われる。

都勾当右街諸寺觀釈道二教事は、前掲史料によると、千福寺上座の靈邃がこの任についていたとあるから、僧侶が仏道二教団に関する事務を取ったものであろう。これは当時の道教のおかれた立場と現状を窺わしめて興味深いものがあるが、憲宗の元和二年二月、正式に左右街功德使に仏道二教の事務が全く移管されると、僧録・道録制が定められ、仏教関係は左右街僧録に、道教関係は左右街道録によって主管されるようになるのである<sup>⑩</sup>。では、勾当右街功德所は如何なる性格のものであったかということになる。入唐求法巡礼行記卷三・開成五年八月二十三日の条によると、

齋後。到左街功德巡院。見知巡押衙監察侍御史姓趙名鍊。通状。請寄住城中諸寺尋師。状文如左。云云。

とあって、左街功德巡院なる官司があったことを伝えている。この官司には、知巡・押衙・監察侍御史趙鍊なる者がおる。前文に続く、翌二十四日の条には、

辰時。巡院押衙作状。差巡官令參見功德使。左街功德使護軍中尉開府儀同三司知内省事上將軍仇士良封三千戸。僧等隨巡官人使御。従寺北行。過四坊入望仙門。云云。

とあるから、この官司には、巡官や巡官人使御等で構成されていたことがわかる。そして知巡が押衙であったことは、左街功德使を兼ねる左神策軍護軍中尉仇士良配下の押衙に他ならない。従って、左街功德巡院は左神策軍の押衙で御史を兼帯した者が任につく官司であり、左街功德使の下部機関たる性格のものであったのである。この左街功德巡院なるものは何時から設けられたものか明らかでないが、左右街功德使の支配組織には、神策軍の押衙を知巡とする直接下部機関が、文宗の末年には存在していたことは確かである。長安というきわめて広い地域を管轄範囲とする左右街功德使が、教団の統制支配を強化するためには、都下左右街において、その職務を遂行する下部機関が必要とされたであろう。先述の勾当（右街）功德所もかかる機関であり、功德巡院制に先行する機関ではなかったかと推測されるのである。

### 三 左右街功德巡院と左右街僧録司

左右街功德使の体制的な成立は、徳宗朝においてであるが、その制度が確立するのは、

憲宗朝といってよい。唐会要卷四十九・僧尼所隸の条に、

元和二年二月詔。僧尼道士。同隸左街右街功德使。自是。祠部司封不復関奏。

とあり、憲宗の元和二年二月になると、司封の管掌していた道士・女冠の事務も総べることになって、仏道二教団は全く左右街功德使の統轄するところとなるのである。この職能の拡大に対応して機構も整備され、中央僧官として仏教教団に左右街僧録制、道教教団に左右街道録制が定められる。

いま、左右街僧録制についてみると、入唐求法巡礼行記卷一・開成四年正月十八日の条に、

凡此唐国。有僧録・僧正・監寺三種色。僧録統領天下諸寺。整理仏法。僧正唯在一都督管内。監寺限在一寺。自外方有三綱并庫司。

とあり、また、大宋僧史略卷中・雜任職員に、

唐初。数葉不立僧主。各寺設此三官而已。至元和・長慶間。立左右街僧録。総録僧尼。或有事則先白録司。後報官方也。

とあって、僧官である左右街僧録は録司、即ち、僧録司にあって諸寺を統領し、一寺を管理する寺官と左右街功德使との中間機関の役割りを果していたことがみえている。寺官には三綱の制があり、この上に監寺と呼ばれるものがあったようである<sup>60</sup>。この関係を図式化すると、左右街功德使→左右街僧録→監寺→三綱等の系列で寺院統制が行われたのである。左右街道録制もまた、道観統制に対して、同じ機能を果していたと思われる。

こうした僧官による統制機構の他に、左右街功德使の下部機関としての左右街功德巡院が存在したことは、前節において触れた。左右街功德巡院の存在を伝える記述は、ただ、わが円仁の入唐求法巡礼行記の中に、若干を検索し得るのみで、その他の史料があるのを知らない。従って、この左右街功德巡院が、憲宗朝に既に設置されていたことの論証は困難である。だが、腐敗していた教団の実態を考えると、左右街功德使が教団の統制支配を全うするためには、使院の直接指揮下において、直接に寺観および僧尼・道士と対するところで任務を遂行する下部機関が必要であったこと明らかである。いわば内から秩序の維持を図る左右街の僧録・道録の体制に対して、外からその監察を行う左右街功德巡院の体制があって、始めて統制支配が完成するものと思うのである。

では、かかる左右街功德巡院の任務の内容は、如何なるものであったのだろうか。いま、入唐求法巡礼行記の所伝によってみると、まず、前掲史料に、左街功德巡院の知巡押衙が監察侍御史<sup>61</sup>なる御史職を兼帯していることから、監察・取締りを主たる任務とするものであったと考えられる。同書卷三・開成五年九月十八日の条に、資聖寺に寄住していた円仁が、左街功德巡院の知巡趙鍊に送った書状を掲げている。

日本国求法僧円仁

右円仁。先日伏蒙雅旨。殊賜安存。下情无任歎荷之誠。然円仁等。乍到。已蒙使司仁造。権置此寺。感慶伏深。更無所望。如請移住有堂飯寺。伏恐惱乱大官。今請住資聖寺。往来諸寺。尋師聴学。任意求法。夜帰本寺。伏乞侍御恩造。特賜允許。謹具如前。伏請処分。牒件状如前。謹牒。

開成五年九月十八日

日本国求法僧円仁牒

とあって、円仁は求法のために諸寺への立入りの許可を求めているのである。この文書から、左右街功德巡院が外国僧にどのように関与していたかを窺うことができよう。また、

同書・同卷・開成五年九月七日の条には。

齋時。左街功德使知巡押衙趙鍊。入当寺来。簡取七僧。從八月廿六日至九月十日。霖雨不霽。

とみえ、同書卷四・会昌三年六月十一日の条には、

功德使帖巡院。令簡取大德。每街各七人。依旧例入内。大德对道士論義。云云。

とみえているから、行政的な事務も掌っていたようである。

所で、円仁が長安にあった武宗の会昌年間、政治と仏教の関係が最も緊張した状態にあり、代宗以来の修功德仏教の興隆によって繁栄を誇った仏教界も、廢仏という激しい落差のなかで、壊滅的な大打撃を受けたときである。武宗は会昌の廢仏に当って、寺院の整理・僧尼数の削減および僧団の統制の徹底に努めている。この廢仏策を通じての顕著な特質は、長安城中の責務が左右街功德使に委ねられ、左右街功德使が保制に基づいて、きわめて組織的に弾圧を行っていることである。

同書卷三・会昌二年三月三日の条の、

勅下。發遣保外無名僧。云云。

とある詔勅に始まる僧尼への取締りは、同書・同卷・会昌三年二月一日の条の、

使牒云。僧尼已還俗者。輒不得入寺及停止。又發遣保外僧尼。不許住京入鎮内。

とある如き段階をへて、会昌四年七月には、長安城内の私寺仏堂類三百余所も廢仏の時潮の中で廢毀され、遂には左街の慈恩寺・薦福寺、右街の西明寺・莊嚴寺の四寺だけを残して、他の寺は全て廢止するという会昌五年の大廢仏まで進むことになるのである。同書卷四・会昌五年三月の条には、全国の仏寺の奴婢の数、錢や物品の数量の検査が行われたことを記し、

功德使帖諸寺。奴婢五人為一保。保中走失一人者。罰二千貫錢。云云。

とみえ、諸寺の所有する奴婢に至るまで保伍の制を施き、つづいて、

城裏僧尼。功德使条流甚嚴切。且勘定无祠部牒僧尼之数。具録奏聞。中略。其有祠部牒者。惣索將入軍裏磨勘。其祠部牒上。微有点汚処。及生年与功德案入保牒。差殊者。盡入還俗之数。不差殊者。便收入軍裏。不出。遂使諸寺僧尼。同無告身也。云云。

とある如く、左右街功德使は使院の保管する保牒<sup>⑥</sup>に基づいて僧尼の弾圧に当たったのである。唐代の僧尼が保制の下にあり、保内と保外に分たれていたことは、既に岡田正之博士も、「慈覚大師の入唐紀行について」（東洋学報12—2）において重視している。小野勝年教授は、「入唐求法巡礼行記の研究」第三巻の中において、

使牒 勘問外国僧芸業

巡院帖揚化団

当団諸寺 応有外国僧等

右奉 使帖 勘從何国来。及到城年月。兼住寺並年幾。解何芸業。具名申上者。事須帖団。仰速析状過。切待申上。不得遲違者。准状帖団者。

会昌二年五月廿五日 帖

押衙知巡何（公貞）

とある会昌二年五月二十五日付の左街功德巡院の揚化団への文書に注目され、団保組織について言及し、「これらの名称あるいはその記事内容によって、数寺院およびこれに属する僧侶の集団組織であることが知れるが、さらに想像をたくましくするならば、こうした宗教団体においてもまたおそらく検察告発、連帯保証などの義務を負わせられていたのだ



あろう。会昌排仏の大嵐を前にして寺院取締りが功德使→僧録→僧正→監寺→三綱などの系列で行われたのと相ならんで、僧侶たちに対する俗界的団組織の加味された編成が大きく浮び出たのではあるまいか。」と指摘せられている<sup>⑥</sup>。

唐代の保伍あるいは隣保制は、律令によって法的な根拠を持ったが、これは一般の庶民に対するばかりでなく、早くから僧侶へも及ぼされ、大索や城中搜索のときに必要に応じて、京城の居民全てに保伍あるいは団保の政策がとられていたのである<sup>⑦</sup>。旧唐書卷十五・憲宗本紀下・元和十二年二月の条に、

勅。京城居人。五家相保。以搜姦慝。時王承宗・李師道。欲阻用兵之勢。遣人折陵廟之戟。焚芻藁之積。流矢飛書。恐駭京国。故搜索以防姦。

とあり、このときの事を記した記事を、冊府元龜卷六十四・帝王部・発号令・元和十二年二月の条には、

詔。京城居人。五家為保。命朝官及官中。条流家人・部曲。及在宅參散人数。送府県。其寺觀委兩街功德使。団保。虞二方之奸謀也。

としている。これは憲宗の元和十二年二月のときに左右街功德使が行った団保の一例である。

以上から、左右街功德使の宗教界統制の内容は、二つの側面からなされたといえよう。一つは、僧官たる左右街僧録・左右街道録を媒介として寺觀を間接的に管轄する側面であり、いま一つは、僧尼および道士・女冠を俗界的団保組織によって編成し、直接に統制を試みたことである。左右街功德使は下部に独自の左右街功德巡院を持ち、これに団保組織の更新強化を委ね、寺觀および僧尼・道士を完全に系列化して、宗教界の統制支配に携ったものと考えるのである。

## あ と が き

左右街功德使と左右街功德巡院の性格づけを追究する意図をもって考察を試みてきたが、余りに論証されねばならない課題が多いことを痛感している。左右街功德使は神策軍中尉の兼職であり、左右街功德巡院もまた、神策軍と一体となった機構であるから、その考察には、むしろ神策軍中尉制および神策軍制の問題として取上ぐべき要素が多いように思われるのである。また、小野勝年教授が「入唐求法巡礼行記の研究」第三巻の註で、左右街功德巡院と左右軍巡院との相互関係に着目されて、左右街功德巡院が左右軍巡院に併置されたと考えられておられる点は注目されねばならない。左右軍巡院については、いささかの考えを持ち合せなくもないが、これは神策軍中尉・神策軍の問題として取上げる予定にしている。全てを他日に期したいと思う。

## 註

- ① 塚本善隆氏「唐中期以来の長安の功德使」（東方学報・京都・4冊）参照。
- ② 山崎宏氏「唐代における僧尼所隸の問題」（支那仏教史学3-1）参照。
- ③ 註①論文参照。
- ④ 唐会要卷七十二・京城諸軍、旧唐書卷百八十四・寶文場伝、資治通鑑卷二百三十二・唐紀・徳宗・同年月条参照。
- ⑤ 旧唐書卷百四十四・韓遊瓌伝参照。

- ⑥ 資治通鑑卷二百三十三・唐紀・徳宗・同年月条参照。
- ⑦ 税役忌避の偽濫僧や寺院所有の荘園の増加は国家財政を圧迫し、教団における僧尼の腐敗墮落、私度僧、偽濫僧の横行は諸方面に弊害の百出をみる状態となっていたのである。これらに関する研究は多い。例えば、鎌田茂雄氏「中唐の仏教の変動と国家権力」（東洋文化研究所紀要24冊），諸戸立雄氏「中国における僧尼の税役問題」（秋大史学13），滋野井恬氏「唐代僧徒の税役負担について」（大谷学報56—3），日野開三郎氏「武・韋両后時代税役避免偽度の盛行と玄宗の肅清」（佐賀竜谷学会紀要13），塚本善隆氏「唐中期の浄土教」
- ⑧ 拙稿「唐末内侍省における鞠獄の性格と機能について」（長崎大学教育学部社会科学論叢28号）参照。
- ⑨ 冊府元龜卷六百十九・刑政部・案鞠・宇文邈，旧唐書百五十八・同伝にも同内容記事がある。
- ⑩ 山崎宏氏「唐代の僧官について」（史潮9—2）参照。
- ⑪ 註②論文参照。
- ⑫ 註⑥論文参照。
- ⑬ 窪徳忠氏「道教史」
- ⑭ 道端良秀氏「唐代仏教史の研究」
- ⑮ 監察侍御史なる官名はない。御史台所属の憲官は、最高の御史大夫（従三品）の下に、御史中丞（正五品上），侍御史（従六品下），殿中侍御史（従七品下）そして監察御史（正八品上）の都合，五階級に分れていた。憲官の昇進は当然この順序に従うべきものであったから，知巡押衙の趙鍊が，最下の監察御史と御史中丞につぐ侍御史とを併称することはあり得ない。恐らく監察任務を強調しての挿入であって，侍御史を兼任したものであろう。それは八月二十五日の記事等の中に，知巡侍御なる呼び方をしていることから窺えよう。
- ⑯ 保牒については，堀一郎氏訳「入唐求法巡礼行記」（『仏教文学集』古典日本文学全集・筑摩書房）に，「保牒は祠部に度給の発給を求める場合，僧尼を管理する功德使が予め適切なりと認定した上で，保証に立ってこれを祠部に申請する文書。従って功德使の台帳と訳す。云云」とされる。
- ⑰ 同書・同巻・会昌三年五月二十五日の条に，同内容であるが，宛名が菩提団となっている文書がみえる。恐らく廢仏の進展にともなう団保の更新強化が通達の反覆となったのであろう。
- ⑱ 拙稿「唐都長安城の坊制と治安機構」（九州大学東洋史論集2）参照。

（昭和55年10月30日受理）